

第 98 号 令和 6 年 7 月 25 日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業  
公正取引協議会

東京都文京区後楽 2 丁目 3 番 28 号

K.I.S 飯田橋 2 階

TEL &amp; FAX 03-5805-0250

# 公取協ニュース

## 令和 6 年度通常総会を開催—名古屋—

衛生検査所業公正取引協議会の第 40 回通常総会が去る 5 月 29 日(水)、名古屋市の「ウインクあいち」において、一般社団法人日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き開催されました。

今次総会では、令和 5 年度事業報告・決算報告及び令和 6 年度事業計画案・予算案に加え、今年度が役員改選期に当たることから、令和 6 年度・7 年度の新役員（理事・監事）案が、他に公正競争規約の一部改正案及び第 40 回総会決議案が提出され、いずれの議案も提案のとおり承認されました。

総会の議長には、横山強氏（中部地区協議会代表幹事・総合保健センター）が選任され、議事審議が行われました。



(盛大に開催された第 40 回通常総会)

### 【議事審議の概要】

#### 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告及び決算報告に関する件

事務局から、事業報告として、①規約研修会を新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により会場での開催も増やし 8 地区協議会で開催（参加者が前年度 316 名から 460 名に増加）、②研修動画の配信（会員専用ホームページ）、③規約違反定期調査結果の報告（後記 6 面）、

④新規の取組としてウェブ版での規約 Q&A の構築（会員専用ホームページ）、⑤医療機関向け規約の周知活動等を報告した後、決算報告の説明がされました。

上記の報告後、勝間田清人監事（日本医学臨床検査研究所）から監査報告が行われ、いずれも提案のとおり承認されました。

## 第2号議案 令和6年度事業計画(案)及び 予算(案)に関する件

事務局から、事業計画案として、①規約研修会のより参加者を増やしての実施、②定期調査票活用による営業現場までの規約周知、③規約解説書改訂版及び公取協ガイド改訂版の発行、④定期調査の実施などを説明した後、予算案が提案され、いずれも提案のとおり承認されました。

## 第3号議案 役員選任に関する件

事務局から、当公取協の役員は従来から公取協の母体となっている日衛協の役員に合わせているとして、今回も日衛協の理事に公取協のみの理事2名(佐藤和宏氏、新任の猪又健夫氏)を追加すること、監事には日衛協の監事のうち森山高行氏(森山高行事務所)に代え木下雅博氏(保健科学研究所)を選任することを提案説明し(理事33名、監事3名)、提案のとおり承認されました。新役員名簿は3面に掲載。

## 第4号議案 景品表示法の改正に伴う公正競争 規約の一部改正に関する件

事務局から、景品表示法の改正により公正競争規約の根拠条文に変更が生じることになったため規約の改正が必要になったものである旨の説明を行い、提案のとおり承認されました。

## 第5号議案 第40回総会決議に関する件

事務局から、協議会設立40年を迎える当たり、公正競争規約遵守の決議(案)について説明があり、提案のとおり承認され、大堀春夫運営委員会委員長(江東微生物研究所)より決議文(5面に掲載)が宣言されました。



すべての議案審議が終了し、河田與一副会長(ファルコバイオシステムズ)が閉会の挨拶を述べ、閉幕しました。

## 公正取引委員会 天井中部事務所総務管理官が祝辞



総会には、公正取引委員会中部事務所天井健太郎総務管理官が来賓として出席し、協議会創立40年の祝辞を述べられた後、医療を担う衛生検査業界の発展が期待されており、そのためには取引の適正化が図られ、公正な競争を維持・促進させることが極めて重要であるとして、公正競争規約の厳正、適切な運用を通じての取引の適正化への期待を述べられました。

## 令和6年度 事業計画

第40回通常総会において、承認された令和6年度の事業計画の骨子は、以下のとおりです。

- 1 規約研修会の実施等、規約遵守に向けた取組
  - (1) 規約研修会の実施等
  - (2) 規約に関する相談への対応
- 2 公正競争規約の一部改正
- 3 規約違反事案に対する調査・措置等
- 4 会員向けの広報活動
  - (1) 「規約解説・諸規程集」改訂版(第5版)の発行
  - (2) ウェブ版Q&A集の更新
  - (3) 公取協ニュースの発行
  - (4) 公取協ホームページの活用、充実
  - (5) 公正競争規約啓発ポスターの活用
  - (6) 関係省庁等の関係情報の提供
- 5 対外的な広報活動等
  - (1) ホームページを活用し、当公取協の活動、規約の周知

- (2) 医療機関関係業界誌・紙への広告掲載による規約の周知  
 (3) 公取協ガイド改訂版の発行・配布  
 (4) 簡易版規約リーフレットの改訂による規約の周知

## 6 関係省庁及び他団体との連携

消費者庁、公正取引委員会及び厚生労働省の関係省庁、医療関係4公取協、全国公正取引協議会連合会との連携等による規約の適正な運用

## 7 独占禁止法を遵守した公正な競争の促進

## 8 組織の拡大・強化

### 新理事による理事会を開催

総会後に開催された新理事による理事会において、会長等の選定、運営委員会委員及び各地区調査委員会委員の選任が行われ、いずれも提案のとおり承認されました。

令和6年度・7年度の役員、運営委員、調査委員は以下のとおりです。

任期は、いずれも令和6年5月29日から令和8年5月の通常総会までです。

### ◎役員名簿

任期：令和6年5月29日通常総会～令和8年5月通常総会  
 (理事：33名、監事3名)

役職	氏名	所属
会長	久川 芳三	(株)保健科学研究所
副会長	河田 與一	(株)ファルコバイオシステムズ
副会長	近藤 健介	(株)ビー・エム・エル
副会長	佐藤 和宏	(公社)宮城県医師会
副会長	茅野 明男	(株)LSIメディエンス
副会長	東 俊一	(株)エスアールエル
専務理事	保知戸 和憲	(一社)日本衛生検査所協会
常務理事	猪又 健夫	衛生検査所業公正取引協議会
常務理事	山下 哲次	(一社)日本衛生検査所協会
理事	荒井 信貴	(株)ビー・エム・エル
理事	伊丹 淳	(株)サンリツ
理事	今井 利光	(株)メディック
理事	大堀 春夫	(株)江東微生物研究所
理事	大藪 正樹	(一社)京都微生物研究所
理事	岡内 伸介	(株)四国中検
理事	久川 聡	(株)保健科学研究所

役職	氏名	所属
理事	久米 大輔	(株)キューリン
理事	杉田 宏充	(株)武蔵臨床検査所
理事	杉村 利彦	(株)中央微生物検査所
理事	伊達 忠應	札幌臨床検査センター(株)
理事	田端 隆彦	日本医学(株)
理事	丹野 博	(株)キュービクス
理事	近本 陽一	(株)福山臨床検査センター
理事	堤 正好	(一社)日本衛生検査所協会
理事	橋本 充	(株)江東微生物研究所
理事	畑中 保広	(株)エスアールエル
理事	馬場 直樹	(株)保健科学研究所
理事	早川 吏	(株)早川予防衛生研究所
理事	広田 周一	(株)近畿予防医学研究所
理事	松本 誠	(株)エスアールエル
理事	三柴 雅昭	(株)LSIメディエンス
理事	森田 崇一郎	(有)久留米臨床検査センター
理事	横山 強	(一財)総合保健センター

<監事：3人>

監事	飛鳥 田功	(株)京浜予防医学研究所
監事	勝間田 清人	(株)日本医学臨床検査研究所
監事	木下 雅博	(株)保健科学研究所

(敬称略 五十音順)

### ◎運営委員名簿

任期：令和6年5月29日～令和8年5月公取協通常総会  
 (委員長及び副委員長は候補者)

役職	氏名	施設名
委員長	大堀 春夫	(株)江東微生物研究所
副委員長	田端 隆彦	日本医学(株)
副委員長	庄司 吉人	札幌臨床検査センター(株)
委員	丸野 大士	(株)江東微生物研究所
委員	中村 正規	(株)保健科学研究所
委員	今井 利光	(株)メディック
委員	吉田 正則	(株)福山臨床検査センター
委員	加藤 吉久	(株)四国中検
委員	児玉 泰光	(株)キューリン
委員	須賀田三恵子	(株)エスアールエル
委員	高司 明彦	(株)ファルコバイオシステムズ
委員	高野 暁史	(株)ビー・エム・エル
委員	鈴木 卓也	(株)LSIメディエンス
委員	手嶋 正浩	(公社)宮城県医師会
委員	深澤 恵治	(一社)日本臨床衛生検査技師会

## ◎調査委員名簿

いずれも各地区協議会からの推薦によるもので、会長から調査委員に委嘱されました。

会員の皆様には、調査委員の調査に協力していただき(規約第7条第2項)、調査委員の方は、調査のときには常に委嘱状を携帯し、提示を求められたときには、速やかに提示してください。

任期：令和6年5月29日～令和8年5月公取協通常総会

### 【北海道地区協議会】

役職	氏名	所属
委員長	庄司吉人	札幌臨床検査センター(株)
委員	官福秀佳	(株)第一岸本臨床検査センター
委員	畑中保広	(株)エスアールエル
委員	草野宏彰	(株)ビー・エム・エル
委員	大城昌功	(株)保健科学研究所

### 【東北地区協議会】

役職	氏名	所属
委員長	手嶋正浩	(公社)宮城県医師会
委員	石井浩次	(株)盛岡臨床検査センター
委員	橋本充	(株)江東微生物研究所
委員	伊藤利之	(株)保健科学研究所
委員	網藏崇	(株)エスアールエル
委員	岡田佳右	(株)LSIメディエンス
委員	戎剛正	(株)ビー・エム・エル
委員	小野真士	(株)日本微生物研究所
委員	丸野大士	(株)江東微生物研究所
委員	村谷光洋	DPR(株)
委員	峯田正浩	富士商事(株)

### 【関東甲信越地区協議会】

役職	氏名	所属
委員長	石澤克彦	(株)江東微生物研究所
委員	草刈栄治	(株)早川予防衛生研究所
委員	小松浩二	(株)ジャパンメディカル
委員	内田一仁	(株)サンリツ
委員	武田一樹	(株)サンリツ
委員	荊沢一城	(株)昭和メディカルサイエンス
委員	下原浩幸	(株)武蔵臨床検査所
委員	星学	(株)サンリツ
委員	早乙女裕栄	(株)昭和メディカルサイエンス
委員	武類英理子	(株)江東微生物研究所
委員	能村和重	(株)アルプ
委員	坂間智雄	(株)ビー・エム・エル
委員	金田幸夫	(株)江東微生物研究所

役職	氏名	所属
委員	森慎吾	H.U.フロンティア(株)
委員	南原圭太	(株)ビー・エム・エル

### 【北陸地区協議会】

役職	氏名	所属
委員長	平田隆志	(一社)シーピーエル
委員	酒井英和	(株)日研医学
委員	新澤栄二	(株)保健科学研究所
委員	畔川公秀	(株)アルプ

### 【中部地区協議会】

役職	氏名	所属
委員長	今井利光	(株)メディック岐阜
委員	諸橋政志	(一財)総合保健センター
委員	葛西浩也	(株)メディック三重
委員	杉本聡	H.U.フロンティア(株)
委員	新澤栄二	(株)保健科学研究所

### 【近畿地区協議会】

役職	氏名	所属
委員長	田端隆彦	日本医学(株)
委員	岡村昌毅	(株)ファルコバイオシステムズ
委員	猪尾龍伍	(株)兵庫臨床検査研究所
委員	白須充	(一社)京都微生物研究所
委員	中出重雄	(株)大阪血清微生物研究所
委員	竹内耕士郎	(株)近畿予防医学研究所
委員	岩佐和彦	(株)メディック
委員	山下恵一	(株)日本医学臨床検査研究所
委員	辻大介	(株)エスアールエル
委員	石川政樹	(株)保健科学西日本
委員	水登則史	(株)中央微生物検査所
委員	原田修一	日本医学(株)
委員	魚住浩正	(株)ビー・エム・エル
委員	白石幸夫	(株)メディック
委員	杉山央充	(株)LSIメディエンス

### 【中国地区協議会】

役職	氏名	所属
委員長	吉田正則	(株)福山臨床検査センター
委員	横見孝夫	(株)岡山医学検査センター
委員	山岡智美	(株)ファルコバイオシステムズ
委員	田之上孝	(株)ビー・エム・エル
委員	高草直樹	(株)福山臨床検査センター
委員	野津田明寛	(有)山口臨床検査センター
委員	森脇英二	(有)岩国臨床検査センター

役職	氏名	所属
委員	鷲見 浩	(株)福山臨床検査センター
委員	茅壁 篤	(株)エスアールエル
委員	下田 哲也	(有)エフエムエルサービス
委員	吉田 健師	(株)ファルコバイオシステムズ
委員	掛谷 真士	(株)福山臨床検査センター
委員	佐伯 智	(株)ファルコバイオシステムズ

## 【四国地区協議会】

役職	氏名	所属
委員長	加藤 吉久	(株)四国中検
委員	金尾 幸信	(株)福山臨床検査センター
委員	近石 偉	(株)四国中検

役職	氏名	所属
委員	田頭 恭雄	(株)福山臨床検査センター
委員	橋本 剛志	(株)四国中検

## 【九州地区協議会】

役職	氏名	所属
委員長	児玉 泰光	(株)キューリン
委員	中島 修治	(有)久留米臨床検査センター
委員	岩本 直和	(株)シー・アール・シー
委員	井上 詠美子	(株)保健科学研究所
委員	久保 下朋之	(株)パソラボ
委員	大月 伸秀	H.U.フロンティア(株)
委員	岡村 敦史	(株)リンテック

## 令和6年度 衛生検査所業公正取引協議会決議文を採択

当公取協が本年、設立40年を迎えるに当たり、会員全員が改めて公正競争規約遵守の決意を固め、その決意を共有することを目的に、第40回通常総会において協議会決議を採択しました。本決議をもって、すべての会員が公正競争規約の目的を再確認し、規約遵守に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

### 令和6年度 衛生検査所業公正取引協議会決議

衛生検査所業公正取引協議会は、第40回通常総会に当たり、会員の総意の下に、以下のとおり決議する。

- 臨床検査という医療を支える重要な役割を果たしている我々衛生検査所業は、医療保険制度という公的な枠組みの中で事業展開しており、高い倫理性と公正な取引が求められていることを自覚する。  
よって、その企業活動において、医療機関及び医療サービスの利用者（患者）に対し、不信を招くようなことはあってはならない。
- 公正な取引ルール確立のために制定された公正競争規約は、「不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保すること」を目的としている。  
この目的実現のためには、公正競争規約が、我々衛生検査所業界における「正常な商慣習」として確立できていることが必要である。
- 公正競争規約は、会員全員が、公平・平等にその遵守の義務を負うとともに、同規約による利益も等しく享受するものである。  
このためにも、会員の全てが、規約を遵守することが求められる。

ここに規約制定40年を迎えるに当たり、会員は、改めて、規約制定時の原点に立ち返り、規約の意義を考え、規約の完全遵守に向け、活動に邁進することを誓う。

## 規約遵守状況の調査結果

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施するもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為について情報提供を求めるものです。提供された情報については、運営委員会に諮った上で、事実確認調査を行い、その結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになります。

令和5年度の調査結果は、右記のとおりです。

調査票の発送	令和5年9月1日
提出期限	令和3年9月25日
調査対象	93名（全会員）
回答	75名（回答率81%）
情報提供	9件（3名）

9件の情報のうち、4件が会員（2名）によるもの、5件が非会員（医師会センター1名）によるものでした。会員によるものは、検査料金に関する事案及び容器類無償提供事案であり、非会員によるものはオンライン関係機器類、容器類の無償提供などでした。運営委員会に報告した結果、会員1名の規約違反被疑行為（容器類無償提供事案2件）について、該当地区協議会の調査委員長に対して事実関係の調査について指示を行うこととされ、地区調査委員会において調査を行った結果、一部容器類の無償提供が判明したため、「注意」の措置とすることとされました。

なお、令和5年度において、定期調査以外に規約違反の個別の情報提供はありませんでした。



## Topics

### ◎規約リーフレット改訂版の発行！！

会員が医療機関向けに用いる両面刷り1枚もののリーフレットを改訂することとしました。会員各社に必要な枚数を確認した上で、8月頃に会員各社にお届けする予定ですので、ご利用ください。

医療機関のみなさまへ

衛生検査所業公正取引協議会

**衛生検査所業における公正競争規約にご理解をお願いします！**

「衛生検査所業の公正競争規約」は、景品表示法に基づき、消費者庁長官と公正取引委員会の「認定」を受けて設定した業界の正常な商慣習確立のためのルールです。  
公正競争規約遵守のため、医療機関の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

**公正競争規約により取引を不当に誘引する景品類の提供を制限**

**提供できない景品類**

- 物品（真空採血器、医療器具、検体容器など）他
- 金券（金券係の代わりを含む）、商品券などの有価証券
- せう店（映画、演劇、旅行、その他娯楽等への招待・優待を含む）
- 便益、労務その他の役務（無料検査、業務の代行、レポートの搬送など）
- オンラインシステム関連（電子媒体機器等の物品、プログラムソフト、システム構築等の便益・労務の提供等）

**例外的に提供が制限されない景品類**

- 検体を医療機関から自社の検査センターまで保冷輸送するための容器（検体採取など他の用途にも使用できるものは含まない。）又は便益を高めるような物品
- 衛生検査に関する情報その他自社の衛生検査に関する資料、説明用資料等
- 短期間のテスト検査（原則1週間以内、新検査法による比較検査及び研究用検査は4週間以内）
- 慣例として行われる自主主催の忘年会等の親睦の会合及び創立記念等の自社の記念行事並びに医療機関等の主催する施設全体の記念行事における「社会連繫上無量適大にわたらない範囲」での景品

**無償提供が禁止されている容器・検体採取用具類の一例**

**無償提供が禁止されているオンラインシステム関連の一例**

衛生検査所業公正取引協議会  
〒112-0004 東京都中央区銀座2-3-28 K.I.S 新館5階  
TEL / FAX: 03-5805-0250  
URL: <http://www.kensa-koutorikyo.org/index.html>

## ◎2024年度診療報酬の改定

今回の改定では、厚生労働省の社会診療行為別調査（2022年6月）の検査実施件数に基づいて算出した変化率はマイナス5.55%とのことで、なかなか厳しい数値となっています。

診療報酬の改定は市場実勢価格との乖離率を基本としていますが、診療報酬の改定も踏まえ、健全経営、また検査精度の維持・向上を図る上でも、確かなコスト管理による適正な料金取受と公正競争規約遵守による経費節減（検査容器等の景品類の提供禁止）が重要となってくると言えます。

## ◎医療関係4公取協連絡会議の開催

年1回開催している医療関係4公取協（衛生検査、医療用医薬品製造及び卸、医療機器）による連絡会議が5月20日、当公取協が当番幹事となり、日衛協の会議室で開催されました。会議には、消費者庁と公正取引委員会からも出席いただき、全体で24名もの出席でした（当公取協からは大堀春夫運営委員会委員長、保知戸、山下、渡辺の各常務、愛木局長の5名が出席）。最初に消費者庁の高居表示対策課長から改正景品表示法の施行（令和6年10月1日）に向けた取組の概要を、公取の西川取引企画課長からは主に適正な価格転嫁円滑化への取組について説明がありました。



その後各公取協から活動状況と懸案事項などについて報告があり、当公取協からはウェブ版による規約Q&Aの構築、定期調査票を活用しての営業現場への規約の周知等の取組、課題としてアウトサイダーによる容器類の無償提供、自治体等の入札仕様書の問題などについて説明し、引き続き活発な意見交換が行われました。規約の対象（医療機関）が共通している4公取協が、お互いの活動状況、課題、懸案について意見交換することは、有益なものとなっています。

## ◎全国公取協連合会の総会開催

当公取協を含む76の公正取引協議会で構成される一般社団法人全国公正取引協議会連合会の令和6年度定時総会が6月10日東京ベイ有明ワシントンホテルで開催され、公正競争規約制度の適正な運営への取組と関係行政機関との連携強化、公正競争規約制度の普及・啓発などの事業計画、新役員の選任など議案のすべてが承認されました。



来賓として出席した消費者庁の高居表示対策課長からは、最近の景品表示法を巡る動きについて説明があった後、景品表示法の施行において公正競争規約が行政の執行と「車の両輪」を成し、行政と公取協という民間組織が対等の立場で一般消費者の利益を守っているとして、各公取協がそれぞれの業界で一般消費者からの信頼を得られるよう引き続き努力に務めていただきたい旨の要望が、公正取引委員会取引部の西川取引企画課長からは日頃の公取協の活動に対し謝意があった後、適正な価格転嫁円滑化への取組とフリーランス新法の施行に向けた取組について紹介がありました。

## 令和5年度の景品表示法違反事件処理状況 (消費者庁公表資料から)

### ◆事件処理の状況

消費者庁は令和5年度において、44件の措置命令を行っており、すべてが不当表示であり、処分を受けた企業も大手企業や著名な企業にまで及んでいます。課徴金納付命令は12件（11事業者）出され、過去最高となる12億円を超える額の納付が命じられる事案があるなど、総額20億4419万円の納付が命じられています。

また、都道府県知事による措置命令が3件（東京都（2件）、埼玉県）あり、これもすべて不当表示です。

なお、公正競争規約により処理することが適当として消費者庁から公正取引協議会等に移送して同協議会等で処理したものが14件あります。

連合会から令和5年度の法的措置件数等について、消費者庁に確認し連絡があったもの。

1	消費者庁の措置命令件数	44件
2	都道府県等の措置命令件数	3件
3	課徴金納付命令件数	12件
4	課徴金額	20億4419万円
5	課徴金の対象事業者数（事業者/件）	11事業者/12件
6	認定された返金措置	なし

括弧内は前年度の件数

	消費者庁			都道府県
	措置命令	指 導	課徴金納付命令	措置命令
表示事件	44 (41)	82 (103)	12 (17)	3 (6)
景品事件	0 (0)	3 (9)	—	0 (1)

- ・「指導」とは措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合などに行われるもの。
- ・課徴金納付命令は表示事件のみが対象で、課徴金額が150万円未満は賦課されない。

消費者庁の措置命令44件の不当表示の内容をみますと、依然として健康食品の効果などに関する不当表示があるほか、炊飯器の糖質カット性能に関する不当表示（8件）、また、昨年度に引続き、「No.1」、「日本一」等を強調する、いわゆるナンバーワン表示に関する不当表示（13件）などがあります。

## 令和5年度の独占禁止法違反事件処理状況 (公取委公表資料から)

### ◆事件処理の状況

公正取引委員会は令和5年度において、以下の4件について、排除措置命令及び課徴金納付命令（述べ16名、総額2億2340万円）を行っています。

- ①高知県発注の地質調査業務の入札談合（排除措置命令13名、課徴金納付命令10社）
  - ・指名を受けた旨の連絡を幹事会社に行った者の中から受注予定者を決定していた。
- ②木工用ドリルの製造販売業者による価格カルテル（排除措置命令2名、課徴金納付命令2名）
  - ・原材料価格の上昇により仕切価格（卸売価格）を引き上げる旨を合意していた。
- ③独立行政法人国立印刷局発注の再生巻取用紙の入札談合（排除措置命令2社、課徴金納付命令2社）
  - ・あらかじめ定められた順番により受注予定者を決定していた。
- ④東邦瓦斯供給区域所在の大口需要家が発注する都市ガスの受注調整（排除措置命令1社、課徴金納付命令2社）
  - ・中部地方における大口顧客向け都市ガスの契約を巡って受注調整を行っていた。

### ◆確約手続による処理

「確約手続」とは、独占禁止法違反の疑いについて、独占禁止法違反被疑行為者から申請のあった独占禁止法上の問題を解消する確約計画を公正取引委員会が認定（行政処分）した場合に独占禁止法違反の認定をせずに調査を終える手続きです。

入札談合、価格カルテル等は確約手続の対象にはなりません。

令和5年度においては、確約手続による処理が、①家具小売業者及び②ドラッグストアによる納入業者に対する優越的地位の濫用被疑行為、③結婚相談所の運営事業者で組織する事業者による加盟事業者に対する拘束条件付被疑行為、④漁業協同組合連合会による乾海苔の生産者に対する販売先の制限被疑行為、⑤映画の興行会社による配給会社に対する拘束条件付被疑行為の5件ありました。

### ◆不当廉売への対処

酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告に対しては、可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）としており、令和5年度において、不当廉売につながるおそれがあるとして317件（前年度192件）の注意を行っています。

なお、茨城県土浦市においてレギュラーガソリンの廉売を行っていた1社に対し警告（事業者名を公表）を行い、当該事業者に対抗・追随した価格で廉売を行っていた4社に対し、注意を行っています。

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	29	233	0	55	317

## ◆適正な価格転嫁円滑化への取組

公正取引委員会では、適正な価格転嫁の実現に向けて、独占禁止法及び下請法の執行強化に取り組んでおり、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する調査に基づき、令和4年12月、多数の取引先に価格転嫁が進んでいない行為が確認された13の企業・団体名を公表し、令和6年3月にも10の企業名を公表しました。

下請法についても、下請代金の減額、買ったたきなどの下請法違反に厳正、積極的に取り組んでいます。

また、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を公表（令和5年11月29日）しているところ、同指針では、発注者に対し労務費の転嫁の交渉を申し込む際の一例として、原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの項目が網羅された見積書の様式が示されており、また、価格交渉において使用する根拠資料として最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いることなどが示されているなど、当業界での価格交渉でも参考となるものです（行動指針の詳細は、会員専用ホームページ「お知らせ」に掲載）

## フリーランス新法の施行

昨年5月12日に公布された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆるフリーランス新法が本年11月1日から施行が予定されています。

本法により、個人や一人社長（法人）に業務を委託する発注者は、書面等により取引条件の明示、期日における報酬の支払、募集情報の的確な表示等の義務が、また、継続的に発注する場合には受領拒否、報酬の減額、返品、著しく低い報酬額の設定、中途解除等の予告等の禁止事項が課せられることとなり、違反を行った場合には指導、勧告等（命令違反、検査拒否等には罰金）行われることとなります。

本法の執行官庁は、取引の適正化（取引条件の明示、報酬減額の禁止等）に関しては公正取引委員会と中小企業庁、就業環境の整備（ハラスメント対策、育児介護等）に関しては厚生労働省となっています。

フリーランス新法はその対象業務の範囲が広いこと、発注者側に課される義務と禁止事項が細かいことなどが特徴です。当業界でもフリーランス新法の対象となる取引が行われていると思いますので、法律が執行される前に点検し、違反とならない体制を整えておく必要があります。会員専用ホームページ「お知らせ」でも、公正取引委員会における本法の取組について掲載しています。





## 採血した血液の輸送・保管に用いる真空管容器の扱い

**Q** 当医院では、採血は注射器で行い、その後抗凝固剤等の入っている真空管容器に分注している。この場合の真空管容器は、人体から採血するためではなく、分注後の検体を輸送・保管するためのものであるから、無償提供が可能な容器に該当するのではないか。

**A** 施行規則別表では、「汎用管（除く真空管）」とされており、真空採血管のように採血機能を兼ねた容器は無償提供ができないものに分類されています。したがって、実際の使用方法にかかわらず、真空採血管は採血機能を兼ね備えていることから、無償提供ができないものになります。なお、「分離用管（血清、血漿用）」、「滅菌スピッツ（透明プラスチック）」、「トランスポート培地」などは、輸送専用容器であることから無償提供してもよいものになっています。（ウェブ版Q&A「容器類」Q6）

## ウェブ版 Q&A

営業活動時や取引先での対応に、是非ご活用ください。

従来冊子で発行していましたが公正競争規約に関するQ&Aを、この度ウェブ版Q&Aとしてリリースしました。公取協や公正競争規約に関する解説はもとより、規約違反になる事例や規約違反の対象になる具体的な容器類などを分かりやすく示しています。

ウェブ版 Q&A は、衛生検査所業公正取引協議会ホームページの「会員のみなさま」サイトの「Q&A」で閲覧できます。また、スマートフォンからも同様に閲覧できますので、右記2次元バーコードを読み取ってサイトにお入りください。

「会員のみなさま」は会員以外の方の閲覧制限をしていますので、入力する「ユーザー名」「パスワード」は貴社登録の規約運用責任者にご確認ください。



### ◆ 公正取引協議会のホームページ ◆

<http://www.kensa-koutorikyo.org>

当協議会ホームページの

会員のみなさま  
Members

内

研修会動画  
Movie

の

ご案内

最新は、令和5年度関東甲信越地区協議会研修会ライブ（令和5年11月16日）を収録しています。今後も公正競争規約や独占禁止法等の動画を順次アップしてまいりますので、ぜひご覧ください。



## お知らせ

### 常務理事の交代

5月の総会をもって常務理事が渡辺健一氏から猪又健夫氏に交代となりました。猪又氏も公正取引委員会の出身。途中消費者庁に出向し、公正競争規約関係の業務に従事していました。これまでの長年の官庁における経験と知見を活かし、当公取協での活躍が大いに期待されます。



#### ご挨拶

令和6年6月1日より常務理事として業務に当たっております。微力ではありますが、衛生検査所業の公正競争規約の目的達成に向け、全力を尽くす所存です。

会員の皆様のご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

猪又 健夫

#### 編集後記

公正競争規約が認定され公取協が設立し40年。人間でいえば不惑の年に当たりますが、規約の完全遵守という面ではまだ不惑の域には達していないようにも思えます。アウトサイダーによる容器類等の無償提供、規約外のことでも販売など種々の課題もありますが、先ずは会員が相互に信頼し合える状況にあることが必要です。無駄な景品提供による顧客獲得競争などは相互不信を招くこととなります。その面で相互信頼を醸成するのが公正取引協議会の役割でもありますので、引き続き協議会の活動へのご協力をお願いします。(あ)

